



発行所 鹿児島県始良郡始良町役場

発行人 池田盛孝 編集人 雨乞 信

(印刷所) キング堂印刷所

町の人口動態

(11月1日現在)

世帯数	6,717戸
人口	男 11,175人 女 12,963人 計 24,138人
10月の出生	21人
10月の死亡	14人
10月の転入	136人
10月の転出	146人



文化の日

(とじておくと便利です)

おごそかに慰霊祭

戦没者一千余柱の慰霊祭は、十一月三日(文化の日)午前九時三十分から、始良町慰霊塔前で行なわれました。町内外の来賓、関係者、遺族、多数が参列、菊の花でうずまった祭壇のもと、おごそかに祭典が進められ、弓道教師西川親雄氏による鳴弦の儀が安らかにねむるまを慰め、静かに祭典を終了しました。

年度別歳入歳出資金計画表

(単位千円)

区	分	44年度	45年度	46年度	47年度	計
歳出	工事費	7,940	30,000	45,000	1,500	84,440
	補償費	1,500	1,000	4,756	500	7,756
	利子	365	2,190	4,380	4,307	11,242
	調査設計費	4,710	3,710	1,710	713	10,843
	事務費	711	1,680	1,686	1,510	5,587
	償還金			1,000	59,000	60,000
	計	15,226	38,580	58,532	67,530	179,868

区	分	44年度	45年度	46年度	47年度	計
歳入	町費	10,226	13,580	6,199	0	30,005
	保留地処分金	0	0	21,133	67,530	88,663
	その他	0	0	1,200	0	1,200
	計	10,226	13,580	28,532	67,530	(179,868) 119,868
	差引過不足	△5,000	△25,000	△30,000	0	△60,000
	起債	5,000	25,000	30,000	0	60,000

重富第一土地区画

整理事業工事に着手

昨年十二月建設大臣の区域決定を受けていました。始良都市計画重富第一土地区画整理事業が、いろいろな関係機関の審査を経て、去る十月工事に着手しました。

この計画は、昭和四十四年度から昭和四十七年度まで四年計画で実施されます。

資金内訳は次のとおりです。

昭和四十四年度 三七、〇八六平方
昭和四十五年度 九〇、八一四平方
昭和四十六年度 一三二、六四
昭和四十七年度 一〇、五
計 二七一、〇八三平方
米で、総事業費一億七千九百八拾六
万八千円であります。

財政事情の公表

昭和四十四年度上半期財政状況

町税や、国、県からの補助金等がどのくらいあるか、又そのお金がどのように使われていますか。

昭和四十三年度決算及び昭和四十四年度上半期の財政状況を公表します。

国の地方財政計画に準じ本町振興施策として上水道事業の継続施行その他義務教育の充実産業振興と民生安定を中心に諸施設を実施しました。

昭和四十三年度決算ならびに昭和四十四年度上半期財政状況は次のとおりであります。

一、一般会計

自主財源の確保をはかり、健全

第五に福祉制度を積極的に活用し町民福祉の向上と民生の安定をはかり、塵芥収集車による環境

第一に文教施設の整備をはかり、その内容充実
第三に産業振興の推進と農業所得の向上をはかるため諸施設の実施
第四に道路整備のため改良工事を実施し、路面橋梁の維持保全
第五に福祉制度を積極的に活用し町民福祉の向上と民生の安定をはかり、塵芥収集車による環境

衛生の充実を実施し、その決算額は次のとおりで去る九月定例議会に昭和四十三年度決算認定の件として提案し、九月二十九日認定になりました。

1. 総括 (単位千円)

区分	歳入額	歳出額	差引
一般会計	31,100	43,293	12,193
特別会計	184,263	184,263	0
基金	3,693	3,693	0
繰越金	1,487	1,487	0
繰入金	1,555	1,555	0
繰出金	11,103	11,103	0
繰入金	31,100	31,100	0
繰出金	431,457	431,457	0

※差引残額のうち
財政調整積立金四、一八八千円
翌年度へ繰越金四、一八七千円
(注) 国民年金印紙費一四、五九〇千円については国で実施する財政調査に準じ、歳入歳出額から各々除いてあります。

口 歳 入

(単位千円)

区 分	予算額	収入済額	予算と収入の比較	収入額構成比
町税	84,956	85,359	403	19.7
自動車税	3,000	3,209	209	0.7
取得税	184,263	184,263	0	42.6
交付金	375	375	0	0.1
交付金	3,693	3,688	5	0.9
交付金	7,452	7,993	541	1.8
交付金	61,809	61,890	81	14.3
交付金	23,692	24,241	549	5.6
交付金	16,972	16,486	486	3.8
交付金	1,487	1,314	173	0.3
交付金	0	0	0	0
交付金	1,555	1,554	1	0.3
交付金	11,103	11,566	463	2.7
交付金	31,100	31,000	100	7.2
歳入合計	431,457	432,938	1,481	100.0

ハ 歳 出

A 目的別歳出

(単位千円)

区 分	予算額	支出済額	不用額	支出額構成比
議総民衛労働農商土消教災公諸予	10,171	10,153	18	2.4
会務	75,990	73,704	2,286	17.4
衛生	25,370	24,931	439	5.9
生働	11,629	11,389	240	2.7
産業	42,159	41,816	343	9.8
水産	65,286	64,527	759	15.2
木工	2,151	2,125	26	0.5
土木	35,259	34,410	849	8.1
防衛	7,729	7,628	101	1.8
復旧	102,388	101,873	515	24.0
債償	10,509	10,267	242	2.4
支備	25,704	25,540	164	6.0
出	16,212	16,200	12	3.8
歳出合計	431,457	424,563	6,894	100.0

ホ 地 方 債

(単位千円)

区 分	42年度末 現在高	43年度 発行額	43年度元利償還額			43年度末 現在高
一般単独事業債	18,760	2,300	938	1,171	2,109	20,122
義務教育整備債	82,561	13,600	2,725	5,192	7,917	93,436
補助災害復旧債	21,705	2,700	6,085	1,301	7,386	18,320
単独整備債	1,742		586		687	1,156
公有林整備補償債	11,100	2,700		435	435	13,800
町民税減税補償債	17,673	2,200	2,988	1,176	4,164	16,885
辺地の債	3,700	5,500	314	235	549	8,886
その他	9,815	2,000	1,614	630	2,244	10,201
計	167,056	31,000	15,250	10,241	25,491	182,806
住民1人当たり	昭和43年度元利償還額 1.068円					
負担額	昭和43年度末現在高 7.660円					

ヘ 財 産 (1) 基金、出資金、有価証券及び貸付金 (単位千円)

区 分	昭和42年度末 現在高	昭和43年度中増減	昭和43年度末 現在高
基金	25,509	8,083	33,592
出資金	1,397	—	1,397
有価証券	4,846	1,561	6,407
貸付金	31,752	9,644	41,396

B 性質別歳出 (単位千円)

区 分	支出済額	構成比
人物維持補助費	139,590	32.9
修繕費	50,237	11.8
補助費	3,974	0.9
補助費	17,687	4.2
補助費	22,116	5.2
普通建設事業費	100,973	23.8
災害復旧事業費	10,267	2.4
失業対策事業費	37,203	8.8
公積金	25,536	6.0
立金	6,527	1.5
投資及び出資金	573	0.1
貸付金	9,516	2.3
繰入金	364	0.1
繰出金	424,563	100.0

三 税 収 入 調 (単位千円)

区 分	収入済額	調定額	徴収率
町民税	22,878	23,440	97.6
固定資産税	33,207	34,425	96.5
自動車税	3,656	3,877	94.3
たばこ消費税	17,185	17,186	100.0
電気料金	8,225	8,225	100.0
木材引取税	207	332	62.3
法定外普通税	0	4	—
計	85,358	87,489	97.6

町民一人当たり負担額 3.577円

1、一般会計

当初予算に対し、上半期において 8,074千円を補正。昭和44年度上半期予算は 497,763千円となり、その補正予算及び予算の執行状況は次のとおりです。

(注) 国民年金印紙費 (19,426千円) については歳入歳出各々除いております。

イ 総 括 (予 算) (単位千円)

当初予算	補 正 予 算				計
	1号	2号	3号	4号	
411.367	409	11.617	13.100	61.270	497.763

予 算 の 執 行 状 況 (単位千円)

区 分	予 算 現 額	予算執行額	予算に対する割合
歳 入	497.763	257.157	51.7
歳 出	497.763	165.230	33.2

ロ 歳 入 (単位千円)

款	当 初 予算額	補 正 予 算				予算現額	予 算 執行額	予算 執行割合
		1	2	3	4			
町 税	83.504				8.074	91.578	52.594	57.4
自動車取得 税交付金	2.280					2.280	1.481	65.0
地方交付税	180.500				25.800	206.300	164.640	79.8
交通安全対 策特別交付金	500					500	0	0
分 担 金	3.484	143			383	4.010	1.934	48.2
使用料及 手数料	7.110				150	7.260	3.905	53.8
国庫支出金	54.352	266	84		15.351	70.053	10.049	14.3
県支出金	13.464		3.718		2.448	19.630	2.933	14.9
財産収入	15.807				2.372	18.179	4.588	25.2
寄 附 金	470		400		110	980	260	26.5
繰 入 金	1			12.238		12.239	0	0
繰 越 金	1	2.699	862	625	4.187	4.187	100	100
諸 収 入	25.694		1.616		257	27.567	9.986	36.2
町 債	24.200		3.100		5.700	33.000	600	1.8
歳入合計	411.367	409	11.617	13.100	61.270	497.763	257.157	51.7

ハ 歳 出 (単位千円)

款	当 初 予算額	補 正 予 算				予算現額	予 算 執行額	予算 執行割合
		1号	2号	3号	4号			
議 会 費	10.732		10	20	708	11.470	4.971	43.3
総務費	73.128		3.326		6.692	83.146	33.787	40.6
民生費	48.806			180	2.561	51.547	18.188	35.3
衛生費	12.212		66	35	660	12.973	5.051	38.9
衛生費	39.701		38		7.308	47.047	18.117	38.5
農林水産費	46.032		7.436		3.566	57.034	19.640	34.4
商工費	2.668		221		354	3.243	1.869	57.6
土木費	30.095		159		4.733	34.987	9.179	26.2
消防費	8.712		189		238	9.746	1.898	19.5
教育費	97.215		50	1.162	12.790	111.217	26.904	24.2
災害復旧費	10.407	409	122	10.496	19.123	40.557	11.169	27.5
公債償還費	23.500				23.500	10.957	46.6	46.6
諸支出金	7.659			600	2.537	10.796	3.500	32.4
予備費	500				500	500		
歳出合計	411.367	409	11.617	13.100	61.270	497.763	165.230	33.2

(2) 土 地 建 物

区 分	昭和43年度末現在	
	土 地	建 物
庁舎等	20.862㎡	3.140㎡
学校	278.226	30.044
公共用財産	123.226	5.271
普通財産	14.067.180	1.234
計	14.489.494	

(3) 山 林

区 分	昭和43年度末現在	
	面 積	立木推定貯蓄積量
直営林	5.236.755㎡	12.255㎡
営収林	4.249.831	14.911
林 他	1.541.300	1.215
計	11.027.886	28.381

(4) 物 品

区 分	昭和43年度末現在
大型貨物自動車	2 台
小型貨物自動車	3
スクーター	1
普通自動車	1
特殊自動車(シヨベル、清掃車)	2
消防ポンプ自動車	1
消防用積込車	4
小型動力ポンプ	10
計	16
	40

2. 特 別 会 計

(1) 昭和43年度決算状況 (単位千円)

区 分	歳 入	歳 出	差引残金
管原土地区画整理事業	1.753	1.573	180
国民健康保険事業勘定	117.890	109.994	7.896
施設勘定	13.083	13.846	△ 763

(2) 国民健康保険税の収入調

区 分	収入済額	調定額	徴収率
国民健康保険税	33.225	33.748	98.5
被保険者1人当り負担額	2.778円		

(3) 地 方 債 調

イ 国 保 事 業 (単位千円)

42年度末 現在高	43年度 発行額	43年度元利償還額			43年度末 現在高
		元金	利子	計	
2.558	0	200	163	363	2.358
被保険者一人 当り負担額		43年度元利償還額			30円
		43年度末現在高			197円

二 昭和44年度上半期財政運営のあらまし

昭和44年度上半期においては、7月豪雨による災害復旧事業費をはじめ、国県支出金の決定にともなう事業費や物件費など予算補正をしました。以下上半期における補正予算及び予算の執行状況を説明します。

ニ 一時借入金の状況 な し

(予算の執行状況)

(単位千円)

区 分	当初予算	補正予算		予算現額	予 算 執行額	予算に対 する割合
		1号	2号			
歳 入	13.227	763	328	14.318	3.947	27.6
歳 出	13.227	763	328	14.318	7.026	49.1

口 歳 入

款	当初予算	補正予算		予算現額	予 算 執行額	予算に対 する割合
		1号	2号			
診 療 収 入	12.559	763	18	13.340	3.812	28.6
使用料及手数料	30			30	11	36.7
県 支 出 金	161		31	192	0	0
繰 入 金	347		176	523	0	0
諸 収 入	130			130	32	24.6
分担金及負担金	0			0	0	0
国庫支出金			103	103	92	89.3
歳入合計	13.227	763	328	14.318	3.947	27.6

ハ 歳 出

(単位千円)

款	当初予算	補正予算		予算現額	予 算 執行額	予算に対 する割合
		1号	2号			
総 務 費	8.268			8.268	3.650	44.1
医 業 費	4.484		310	4.794	2.384	49.7
施設整備費	90			90	30	33.3
公 債 費	365			365	181	49.6
予 備 費	20			20	0	0
繰上充用金		763		763	763	100.0
諸 支 出 金			18	18	18	100.0
歳出合計	13.227	763	328	14.318	7.026	49.1

ニ 一時借入金の状況 な し

「明るく・正しい選挙」
 始良町明るく正しい選挙推進委員会では、違反の出ない、出さない、候補者に金をつかわせない運動を行なっています。
 みなさんの、正しい選挙によって、正しい政治が行なわれます。私たち、一人一人の一票が、明日の日本、住よい郷土をつくるのです。
 みんなそろって、明るく、正しい選挙をいたしましょう。
 //あなたは住民基本台帳に登録されていますか。住民基本台帳に登録されていないと、有権者になりません。
 住所を移したら、すぐ転入、転出届けをいいたしましょう!!

(1) 国民健康保険事業勘定

上半期に 2,896千円を補正

昭和44年度上半期予算は 131,938千円となりました。

イ 総 括

(予 算)

(単位千円)

当初予算	補正予算1号	計
129.042	2.896	131.938

(予算の執行状況)

(単位千円)

区 分	当初予算	補正予算1号	予算現額	予算執行額	予算に対する割合
歳 入	129.042	2.896	131.938	53.097	40.2
歳 出	129.042	2.896	131.938	38.727	29.4

口 歳 入

(単位千円)

款	当初予算	補正予算1号	予算現額	予算執行額	予算に対する割合
国民健康保険税	38.029		38.029	16.875	44.4
一部負担金	1		1	0	0
使用料及手数料	21		21	4	19.0
国庫支出金	86.786		86.786	29.358	33.8
財産収入	100		100	106	106.0
繰入金	1		1	0	0
繰越金	3.000	2.896	5.896	5.896	100.0
諸 収 入	1.104		1.104	858	77.7
歳入合計	129.042	2.896	131.938	53.097	40.2

ハ 歳 出

(単位千円)

款	当初予算	補正予算1号	予算現額	予算執行額	予算に対する割合
総 務 費	6.931	38	6.969	3.292	47.2
保険給付費	118.770		118.770	34.634	29.2
保険施設費	2.342		2.342	797	34.0
公 債 費	90		90	0	0
諸 支 出 金	360		360	4	1.1
予 備 費	549	2.858	3.407	0	0
歳出合計	129.042	2.896	131.938	38.727	29.4

ニ 一時借入金の状況 な し

(2) 国民健康保険施設勘定

上半期に 1,091千円を補正

昭和44年度上半期予算は14,318千円となりました。

イ 総 括

(予 算)

(単位千円)

当初予算	補 正 予 算		計
	1 号	2 号	
13.227	763	328	14.318

別表1 経営状態 (単位千円) (比率%)

費用			収益		
科目	金額	構成比率	科目	金額	構成比率
人件費	7,160	17.6	給付金	14,532	35.7
委託料	1,347	3.3	水収益	18,122	44.5
手数料	5,470	13.4	工事業収益	1,458	3.6
材料費	8,349	20.5	営業外収益	1,828	4.5
燃料費	9,896	24.3	当年度純損失	4,748	11.7
その他	2,745	6.8	計	40,688	100
減価償却費	5,721	14.1			
計	40,688	100			

別表2 財政状態 (単位千円) (比率%)

資産			負債資本		
科目	金額	構成比率	科目	金額	構成比率
土地	14,238	7.0	流動負債	3,030	1.5
建物	9,832	4.8	借入金	631	0.3
構築物	150,967	73.7	資本	16,606	8.1
機械装置	14,064	6.9	繰上金	184,504	90.1
車両運搬具	576	0.3			
当年度純損失	10,256	5.0	計	204,771	100
計	204,771	100			

昭和四十三年 水道事業会計の決算から

一、事業の概要

上水道の建設事業は、四十二年度で創設事業を終り同年八月から各戸への給水を開始しましたが本町の急速な発展と人口の増加に加え、住民生活の向上、或は異状渇水の影響などあつて給水申込みは急激にふえ四十三年度末の給水戸数は二千二百二十三世帯で、給水人口八千三百二十一人となりました。これは、計画に対する四十パーセントの普及率になります。

一方本年度から更に、当初計画にもれた三船、平松の残地区にも給水しようと、三ヶ年計画で第一次拡張工事を行なうことになりました。

三船地区の一部及び森山、城下地区に配水管の延長工事と、中津野に水源施設の増設工事などを実施しました。これで配水管の総延長は八十八キロメートルにもなり、これは、帖佐駅から西鹿兒島駅までを二往復するより少し長いことになりました。各戸への給水工事も新規地区を主として約千二百戸は白浜、成美の簡易水道の給水戸数は、昨年と変らぬ合計百二十五世帯ですが、異状渇水に伴う取水確保のため、水源補強工事を行なった外老朽化した減菌機を取りかえました。

二、経理の状況

四十三年度四月一日から地方公営企業法の適用を受けたので、一般の会社や農協などと同じような会計方式で経理することになりましたが、四十四年三月三十一日現在の状況は次のとおりです。

経営面では別表一のように、事業収入三千五百九十四万円に対し事業費用四千六十八万八千円で、差引き四百七十四万八千円の欠損金が出ました。これは建設上で普及率四〇パーセントと給水戸数が少ないため、収入が足りない上、建設にはばく大な資金を必要とし、その大部分を企業債でまかなっているため多額の利子を支払い、また減価償却費のように、現金の支出を必要としないものでも費用として計上しなければならぬことなどが原因となっています。

規律正しく

正々堂々と

十一月九日午前九時から帖佐中学校において、始良町スポーツ少年団大会が行なわれました。帖佐小学校児童の鼓笛隊を先頭にスポーツ少年団、青年団、婦人会の順に正々堂々の入場行進に引き続き、開会式にうつり、日ごろ

町体育行事などに協力くださったかたがたの表彰状並びに感謝状の贈呈があつたのち、スポーツ少年団のバレーボールや婦人会の踊りがあり有意義な大会でした。

午後は、校対抗親子ソフトボールが行なわれ、熱戦の末、帖佐校区が昨年に引き続き優勝しました。

堅野部落スポーツ少年団 団結以来ルールを守り、進んで奉仕し、りっぱな社会人となるため努力されている団です。

(町スポーツ少年団本部長)

感謝状
郡山 悟殿 庄村義雄殿
川野直一殿
永年町体育行事の運営に協力されたかたがたです。

表彰状並びに感謝状の授賞者は次のかたがたです。

表彰状
田方篤信殿 池井貞次殿
森園敏則殿 西 正信殿
永年スポーツ少年団の指導、育成に努力されかたがたです。

感謝状
逆瀬川三男殿 入部 彰殿
安田 義満殿 小坂 時義殿
小坂 厚殿 松永 守道殿
池水 喜一殿 白井 徹殿
始良町郷土誌編さん委員として日夜資料のしゅう集にあたられ、郷土誌完稿に努力されたかたがたです。

(始良町長)

健脚を競う

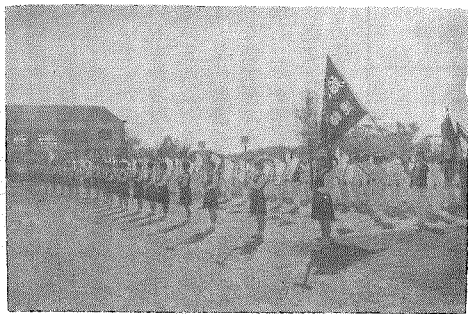
十月三十日、午前九時から重富中学校において、町内各小学校五・六年生の陸上記録会が行なわれ、健脚を競いました。体力づくりの町の子らしく、昨年を上回るりっぱな成績を修めました。

年末小包や

年賀状には

必ず郵便番号を!!

年末の小包は、しっかり包装し十二月十五日までに出しましょう。年賀状は、十二月十五日から受け付けがはじまります。十二月二十一日までに出しましょう。



表彰状

前原秀行殿

町スポーツ指導員として特に北山スポーツ少年団育成に努力されたかたです。

表彰状

宮脇部落スポーツ少年団殿

◎第21回人権週間

昭和44年12月4日より
昭和44年12月10日の一週間

12月10日は人権デーです。

人権週間は世界人権宣言が採択された日(12月10日)を記念して定められたもので、こころは21回目を迎えることとなります。

こころの人権週間の重点目標は「家庭における人権尊重」であり、現代家庭における人権が果して尊重されているでしょうか。親子、夫婦、嫁としゃうとの間における問題、とくに児童、老人に対する人権については国民のいっそうの理解と関心が望まれます。

親と子とはもともとも強い愛情によって支えられなければならないのに、今なお度の過ぎた懲戒による虐待や、幼児の遺棄など母親として社会的責任を自覚しない事例があり、老人についても粗末な物置に閉じ込め、食事、洗濯など身の回りの世話をしていないものや、常時悪雑言をあげせ暴力をふるったり、食事や入浴、外出を制限するなどのいやがらせをする例などがあり、これらのなかには、人間の尊厳に反するきわめて陰惨な苛酷なものも少なくないのです。

このような人権侵犯の原因ないし動機は、家族と老人の対立や憎しみであり、老人と家族の価値観のちがいが、欲求の衝突、感情のくいちがいが、こうして人権侵犯へと発展しているようです。こうしたことは、家庭における人権尊重の精神が薄弱であるからと

いえましよう。

わたくしどもは、この際あらためて、家庭における人権尊重に努めるよう自覚し、人権意識の高揚と人権保障をはかり、明るい民主社会に努むべきであると思います。

もし、基本的人権が侵されるような場合は、ただちに法務局または人権擁護委員会にご相談ください。始良町の人権擁護委員会を紹介いたします。

始良町脇元白金原 脇岡 兼慶氏
(現重富郵便局長)

「調停制度をご存じですか」?

調停というのは

金を貸したか返してくれない。貸した家を明け渡してくれない。自動車にはねられてけがをしたから治療代がほしい。親子や夫婦間がうまくいかない等、こうしたいろいろな争いや、請求は、訴をおこして裁判を受ければよいのですが、裁判の手続きには、むづかしい規則があつて、法律知識が必要ですし、費用や、時間がかかります。そのうえ法廷へ出て争うことも、親せき間や、昔なじみの間からでは、はばかられることもありましよう。

このような場合、手がるに早く話し合い、譲り合つて解決をあたえてくれるのが調停です。調停も

「家庭内の問題でお困りの方は!!」

始良町三拾町上麓 山路 澄子 女史です
法務局は加治木柵城小前にあります。

離婚、離縁、認知、慰料、相続、扶養、財産分与など家庭内の問題でお困りの方は、鹿児島家庭裁判所加治木支部(加治木町飯屋町九五)では毎月(日曜、休日を除く)無料で相談に応じておりますので、いつでも家庭裁判所におこしください。なお、住民課におきましてもご相談取り次もいたしております。

裁判所の公正な手続きであります。が、法律的なむづかしいことはなし、また公開の法廷ではなく、裁判官と調停委員と膝つき合せて話し合い、納得すくで、解決するので、いやな後あじも残らないし、法律論では片づかない妙味も出せるというわけです。町内にも民事、家事、農事、調停委員が法務省から委嘱されています。ご相談ください。

①宅地建物調停(簡易裁判所)……宅地や家屋の貸し借りなどに

②農事調停(地方裁判所)……小作関係や農地に関係するもの。

③商事調停(簡易裁判所)……売却代金、その他商事上のもめごとに関係するもの。

④一般調停(簡易裁判所)……三以外の民事上のもめごとに関するもの。

⑤家事調停(家庭裁判所)……身分関係のもめごとや家族親族間の争いを解決するもの。

調停を申し立てるには、調停の種類によって、それぞれの受け持ちの裁判所へ申し立てるわけですが、争いの対象となつてゐるもの所在地、相手方の住んでいる所などを基準にしてきめまします。又当事者の合意によって、便利な裁判所を選ぶこともできます。申し立てをするには当事者の住所氏名とどのような争いについて、どのような調停をしてもらいたい

	調停を求める事項の価額	手数料
民事調停 (1～4の場合)	1万円以下	60円
	1万円を超えて10万円以下	1万円以下に60円、1万円を超えて10万円以下に40円
	10万円を超えて50万円以下	10万円以下に40円、10万円を超えて50万円以下に20円
	50万円を超える部分	1件 100円
家事調停 (5の場合)		1件 100円

農家における

出かせぎ者の実態調査

最近農家の人が家をはなれて兼業に従事する者が目だつて多くなりました。この出かせぎ者がもたらす影響は農業生産ばかりでなく家庭教育、社会問題等広範囲におよんでいます。

県では、昭和四十四年十二月一日現在で、農家における世帯員の出かせぎに関する調査を実施することになりました。

この調査で「出かせぎ者」とは農家の世帯員が生活の本拠を移動することなく、過去一年間に通算して三〇日以上地元(部落)を離れて自宅以外の場所に寝泊りして働くことをいいます。

この出かせぎ者がいる家庭に調査員が訪問して調査しますので、協力下さいませようお願いいたします。

防火に努めましょう

火災の発生しやすい時期になりました。火災から家庭を守るため火の元に充分注意しましょう。

!!今すぐたバココ温度が七〇〇度!!

消防活動に新威力

10月31日、新しい消防ポンプ自動車2台が、お目見えしました。この自動車は、松原分団と脇元分団に配置になり、火災から町民を守るため活躍することになりました。



未処遇の戦没者遺族に

遺族年金が改正になります

一、戦時中徴用を受けて勤務中病気になる、その病気で死亡した徴用者、動員学徒、女子挺身隊員、徴用船員、軍属徴用者等の遺族に給与金と弔慰金が支給されます。

二、戦時中、防空監視隊々員、船舶防空監視員として勤務中敵機の空襲等によって死亡した者の遺族に給与金と弔慰金が支給されます。

三、在職中公務傷病にかかり、在職中の傷病以外の病気を併発して退職後二年（結核等は六年）以内に死亡した軍人軍属の遺族に十萬円の遺族一時金が支給されているが、この退職後死亡ま

での制限期間を四年、八年に延長されました。

四、戦没者死亡当時戦没者と生計関係のあった兄弟姉妹まで支給される三萬円の特別弔慰金は、戦没者と生計関係のなかった兄弟姉妹及び戦没者死亡後他家の養子となり、又は嫁いだ兄弟姉妹にも支給されます。

五、戦没者死亡当時戦没者以外に

小事業主の安心を

積立てる「企業共済」

○「企業共済」は、小規模企業の経営者が老後や不時の用にそなえて「安心を積立てる」国のつくった特別の制度です。

○加入資格

加入できるのは、商店主、工場主は勿論、理容、美容、飲食業などのサービス業、開業医、弁護士といった自由業など、加入対象は広い業種にわたっています。

会社など役員は全員加入できます。

○掛金（一口五〇〇円、一口五〇〇円）

○特典

税金が安くなります。掛金は全額が所得税、住民税において所得控除になります。

○共済金の支払い

共済金は、次の場合に支払われ

子も孫もなかった戦没者の父母に支給される十萬円の特別給付金は、戦没者死亡当時戦没者以外に子又は孫があっても、その子又は孫がすべて父母等と姓が違っている場合の父母等にも支給されることになりました。

くわしいことは福祉課にお問い合わせ下さい。

ます。

一、事業をやめたとき、（会社等の法人役員の場合はその解散があつたとき）

二、会社等の法人役員が疾病、負傷、死亡により役員でなくなつたとき。

三、六五歳以上で、二〇年以上掛金を払込んでいるとき。

この他親族に事業をゆづつたとき、法人役員が疾病、負傷、死亡以外の理由で退職したとき、個人企業を会社に組織替えしたときにも準共済金が支払われます。

○共済金額

支払われる共済金の額は、一口五、〇〇〇円の掛金を払込んでいる方が事業をやめたとき、二〇年で二八〇万円、三〇年で六八〇万円にもなります。二〇年、三〇年目の掛金がそれぞれ二二〇万円、一八〇万円ですから非常に有利です。

○「企業共済」の運営は、全額政

警察だより

盗難にかかったら

すぐ一一〇番へ

近ごろ住宅地帯での夜間の盗難事件が多く発生しています。被害を受けたら、聞いたら、現場はそのままだとして一刻も早く届出て下さい。警察では届出を受けたらすぐかけつけるよう待機しています。

飲酒運転

のんだらるな

のるならのむな

焼酎王国鹿児島は、飲酒事故が多い。飲酒運転ほど危険であり、また、飲酒事故ほど悲惨なものはありません。県民ひとりひとりがもっと反社会的な飲酒運転について認識を深め、運転者はもちろん周囲の人が、お互いに注意し合い、飲酒運転絶滅につとめましょう。とくに、二輪車の飲酒事故は自殺行為と同じです。

私達の合言葉「のんだらるなのるならのむな」と肝に銘じたいものです。

重富中学校が優勝

町体育協会主催相撲大会は、十一月三日、宮島町西公園で行なわれ、町内各中学校生徒が熱戦をくりひろげました。

成績は次のとおりです。

一位	重富中学校
二位	山田中学校
三位	帖佐中学校
二年生	
一位	重富中学校
二位	帖佐中学校
三位	北山中学校
三年生	
一位	山田中学校
二位	帖佐中学校
三位	北山中学校
四位	北山中学校
総合	
一位	重富中学校
二位	帖佐中学校
三位	山田中学校
四位	北山中学校

「善意・善行」

体の不自由な子供さんへ

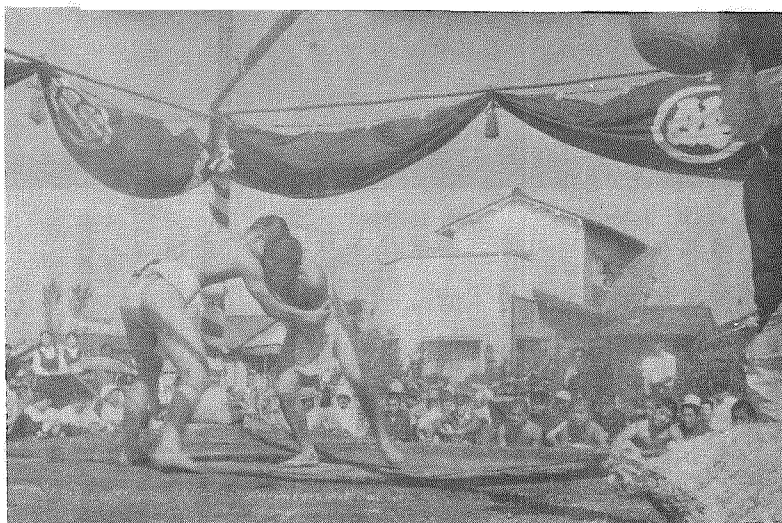
今年も正月を間近にひかえ、いろいろな忙しい時期になりました。みんなそうって、楽しい正月を迎えたいものです。

このたび、宮島町の伊東キクエさんと西ノ妻部落の長野菊さんがオレンジ学園の体の不自由な子供さんへ餅米を贈られることになり十二月初め、町公民館瀬戸口主事

といっしょに訪問されることになりました。

町を花でいっぱい

第二十七回国民体育大会ラグビー会場が重富中学校に決まり昭和四十七年には、たくさんの人々が



わが町を訪れることになります。私たち町民は、その心の準備を今からしなければなりません。

近く町では、花いっぱい運動を展開することになっています。その運動ははじめとして、十一月十三日、鍋倉部落の逆瀬川三男さんがスイセンの球根百本余り、(二種類)を町婦人会に贈られました。さっそく公民館に花壇をつくり、婦人会の園として今後手入れしてくださることになりました。

国体町推進協議会理事推薦さる

十一月十八日午前九時三十分から、太陽国体県民運動始良町実行委員会がひらかれ、太陽国体県民運動、始良町推進協議会の結成と理事の選出が行なわれ、次のかたがたが推薦されました。

- (1)人をいたわり親切にする運動班 東 行夫
- (2)時間を大切にする運動班 沖 英一郎
- (3)楽しく買物ができる運動班 川上 豊義
- (4)事故をなくする運動班 宮脇 静夫
- (5)健康をたかめる運動班 松元 清純
- (6)スポーツを楽しむ運動班 長崎 幸男
- (7)青少年をたくましく育てる運動班 郷田 良夫
- (8)花いっぱい運動班 中西ミツエ
- (9)緑いっぱい運動班 池端 清隆
- (10)町をきれいにする運動班 湯川 晃
- (11)郷土の自然を守る運動班 逆瀬川三男

香典返し

九月二十六日

十一月十七日まで

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 一金参千円也 故春山ミノ様 72 | 一金五千円也 故實谷克己様 68 |
| 年平 春山 鉄哉殿 | 奥山花 菅谷スミエ殿 |
| 一金式千円也 故杉森みどり様 3 | 一金参千円也 故松元スミエ様 74 |
| 城下 杉森 準一殿 | 船津診療所長 松元清純氏の父 |
| 一金参千円也 故上鶴安太郎様 72 | 松元 清親殿 |
| 大山東 上鶴シツ子殿 | 一金参千円也 故柳川安之丞 75 |
| 一金参千円也 故森 政雄様 59 | 梅山 柳川 政則殿 |
| 上ノ東 森 キミ殿 | 一金参千円也 故川俣イナ様 82 |
| 一金参千円也 故川俣一二様 54 | 古馬場 川俣 哲夫殿 |
| 奈良袂 川俣チエ子殿 | 一金参千円也 故宮原嘉之丞様 100 |
| 森山 長野ヒデ子殿 | 金四十四円也 故福留広義様 66 |
| 一金参千円也 故隈元統一様 93 | 一湖 宮原 ケサ殿 |
| 一山 隈元 カメ殿 | 一金参千円也 故深川ナカ様 75 |
| 堂園 栗下 速夫殿 | 黒瀬南 瀬戸山秀子殿 |
| 一金式万円也 故山崎エイ様 79 | 十日町 徳丸 善隆殿 |
| 口山花 山崎 次丸殿 | 一金式千円也 故相良ツネ様 79 |
| | 白金原 相良 文雄殿 |
| | 一金五千円也 故今奈良重則様 42 |
| | 一金式千円也 故横山一枝様 51 |
| | 黒瀬南 横山 政敏殿 |